

第5章 アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景—アンチ・ダンピングとは

国際ルールでいう「ダンピング」とは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり、通常の商取引における単なる廉売はここでいうダンピングには当たらない。そして、そのダンピング輸出によって、輸入国内における競合する産業が「損害」を被っていることが正式な調査により明らかになった場合、その輸入国は自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング（AD）措置を採ることができる^{（注1）}。

具体的には、ダンピング輸入された製品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD税）を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

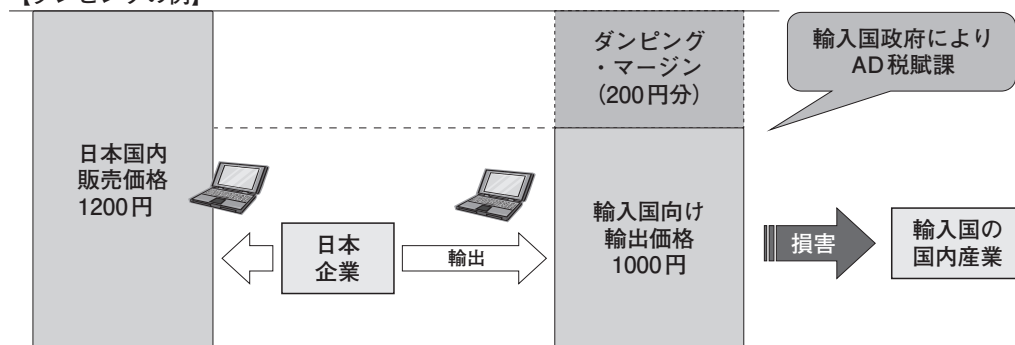
なお、価格比較の際、「通常の商取引」での国内の販売が行われていない、あるいは国内の販売量が少ない等により、比較可能な国内販売価格が入手できない場合は、第三国への輸出価格又は構成価額を用いる。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。同様に、輸出価格に信頼性がない場合も、独立した買い手に最初に販売される価格又は当局が決定する合理的な基礎に基づいて価格を決定することができる^{（注1）}とされている。

AD措置は、本来、最恵国待遇の例外措置であり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第7章参照）の発動のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受認することが求められないため、必要な要件を満たしていないのにAD調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピングによる国内産業の損害の除去」という限定的なAD措置の目的を超えた保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉において規律の強化が図られたが、これらのAD措置濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

（注1）この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す。

【ダンピングの例】



(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

ADについての国際ルールとしては、GATT第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはウルグアイ・ラウンド交渉の結果、東京ラウンドで合意された「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（「旧AD協定」）を改正したものである。

当該改正は、国内産業への損害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続等が極めて技術的かつ複雑であることや、今日の国際取引の実態に照らして規定内容が十分詳細でなかったためにAD措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するためのものである。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT上の規定

ADについての国際基本ルールとして、GATT第6条にAD税に関して、次のように定められている。

第6条

1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、

又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

- (a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格
- (b) 前記の国内価格がない場合には、
 - (i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能な最高価格
 - (ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

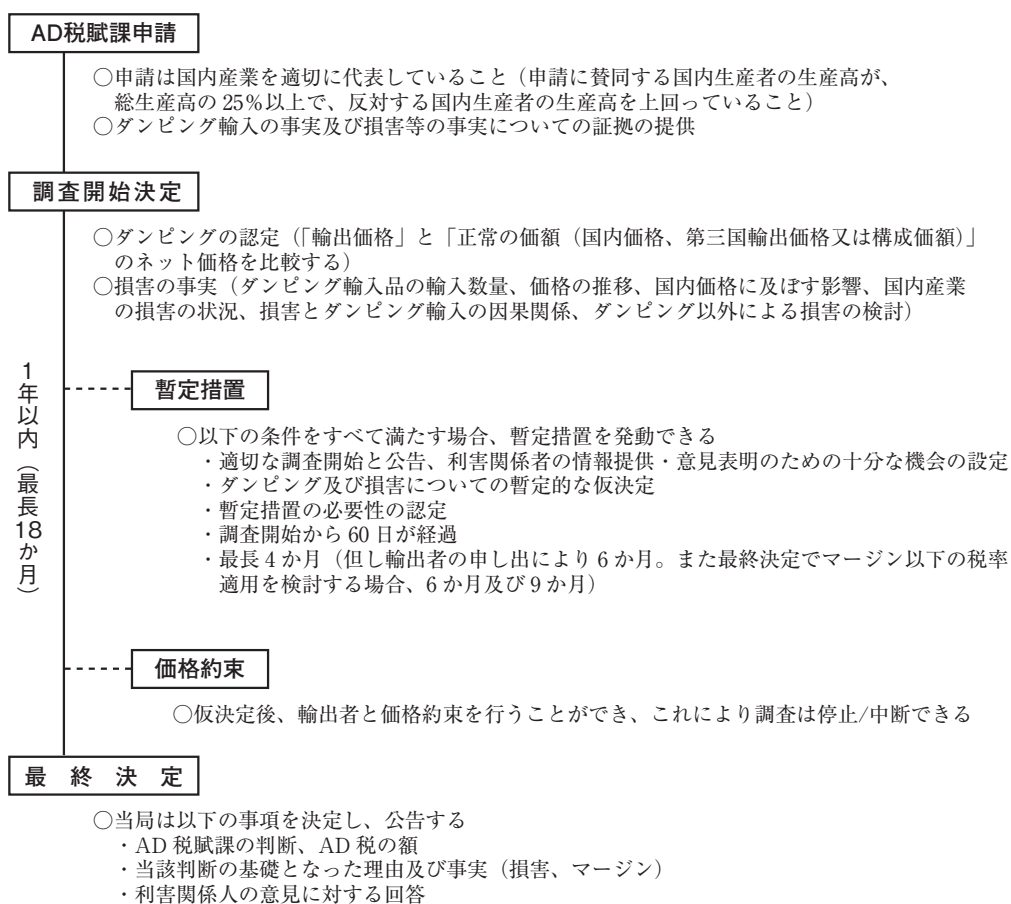
(b) AD協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に最初に制定され、東京ラウンドでの改正、ウルグアイ・ラウンド改正を経て現在に至っている。ウルグア

イ・ラウンドでは、東京ラウンド時に合意された旧AD協定で詳細に規定されていなかった国内産業への損害認定の改正、ダンピング・マージンを算定するのに必要な価格や費用を調査する手続の

明確化、サンセット条項の新設等がなされた。

現行AD協定はAD措置の申請から発動までを以下のとおり定めている。



なお、ウルグアイ・ラウンドでの改正後、WTO・ドーハ・ラウンドにおいてもAD協定の規律の明確化や改善を目的として交渉が行われており、2007年11月にそれまでの交渉での議論を踏まえて、ヴァイエス・ルール交渉議長よりADを含むルールに関する議長テキスト（協定改正案）が公表されたが、ゼロイング手法の容認が入るなど全体としてバランスを逸していたため、我が国を始めとする多くの国が議長テキストの改定を求め、2008年12月に同議長よりルール改訂議長テキストが発出された。しかし、ゼロイングやサンセットに関する条文などは盛り込まれず、各

国の見解とともに項目名だけが記載されたものであった。その後、フランス・ルール交渉議長の下での議論を経て、2011年4月にADに関する新たな議長テキストが示されたものの、前テキストから特に大きな進展は見られなかった。

未だゼロイングの禁止の明確化や、サンセット条項に関する規律強化など、重大な論点が多く残されたままとなっているため、我が国としては、多角的貿易体制の発展に資するべく、ルール交渉において、引き続きAD規律の強化を主張していくことが必要である。

②WTO/AD委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回アンチ・ダンピング（AD）委員会が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

更に、AD委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回非公式会合であり、本会合はウルグアイ・ラウンド交渉においても結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（後述：③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めていく必要がある。

また、我が国としてはGATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネルを通じて問題を解決していくことが必要であると考ええる。

なお従来から、どのような論点においても純粋にパネルに裁量権を与えるべきとの立場と、WTO体制では紛争解決手続が自動化されることにより紛争解決案件の多発が予想されるので、パネル審理に一定の基準を設定するべきとの立場があった。これを踏まえ、AD協定ではパネルによる事実認定及び法律解釈に関して一定の基準（SOR：Standard of Review）が導入された。SORが紛争解決手続にいかに関適用されるかについては、パネルの運用に委ねられているが、これまでの運用においては、パネルは、当事国の調査当局の判断にかかわらず、比較的広汎に独自の判

断を行っているものと評価できる。なお、本件については、マラケシュ閣僚宣言において、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定第17.6条における検討の基準は、その一般的な適用が可能かどうかという問題を検討するために、3年後に見直しを行うこととする」とされているが、未だ検討がなされていない。

③迂回問題

「迂回（Circumvention）」とは、一般的には、課税命令の対象となるべき者が、その徴税を免れるために、命令が示す課税範囲から「形式的」に外れて、かつ「実質的」には課税前と等しい商業活動を維持する場合を指す。しかしながら、GATT/WTO法上の定義は未確定である。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、「迂回」を輸入国迂回、第三国迂回及びカンントリーホッピングといった類型に分類し、迂回防止措置の在り方を規律することが検討された。しかし、関係国間の対立が解けなかったことから最終的には見送られ、マラケシュ閣僚宣言にて「今後速やかに統一的ルールの適用を期待する」として、AD委員会に付託された。

AD委員会の迂回非公式会合（年2回開催）において、これまで「迂回の定義」、「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」、「WTO協定でどこまで対応できるか」について議論がなされてきたが、何ら結論には至っていない^{（注2）}。

これに並行して、2002年2月より開催されているドーハ・ラウンドのルール交渉会合においても迂回について議論されており、米国、EU、エジプト、ブラジルから迂回防止に関する提案が出され、2007年11月に公表されたルール交渉議長テキストには、迂回防止規定も盛り込まれたが、2008年12月に公表された同議長テキストでは項目名のみで条文案は盛り込まれなかった^{（注3）}。迂回に関しては、それが問題であることは認識されているものの、既に独自の迂回防止規定を導入し

ておりそれをAD協定上も正当化したい米国・EU等と、迂回防止措置により正当な投資活動まで規制の対象となり、貿易・投資の流れを萎縮又は歪曲するおそれがあるとして当該措置の導入の在り方に慎重な我が国を始めとする多くの加盟国との意見の相違があり、AD協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで加盟国間で合意に至っていない。

一方、米国やEU等は独自の迂回防止規定に限らず、原産地規則の適用やADの対象産品を最初から広げておく等の事実上の迂回防止ルールを運用しているため、我が国企業は、輸入国への生産拠点の移転を含め企業の生産拠点の海外展開の流れの中で、各国の迂回防止ルールに抵触しないよう細心の注意を払っている状況である。こうした中、迂回防止についての明確な統一ルールが存在せず、国ごとに異なる曖昧なルールが運用されていることによる予測可能性の欠如を指摘する声も多い。

迂回防止ルールの策定にあたっては、企業行動がグローバル化している現実と貿易自由化を促進しようとするWTO協定の基本的趣旨を踏まえて議論していくことが重要であると考えられる。そのため、正当な貿易・投資を阻害しないよう、かつ現行AD協定の規律強化の方向性と平仄を合わせつつ検討していくことが肝要である。また、既に迂回防止規定を国内法として持つ国が、迂回防止措置の名の下に正当な商業活動を阻害し、仮に現行のGATT第6条及びAD協定上の義務を逸脱するような措置を講じた場合には、WTOの場で厳正に対処していくべきである。我が国としては、係る問題意識を持ち、ルール交渉会合の場で行われる公平・公正かつ明確な統一規律の策定に向けての議論に参画していくべきである。

(注2) AD委員会迂回非公式会合（最近の動き）

迂回非公式会合での加盟国からの提案数は、2001年には15本であったものの、ドーハ・ラウンドにおいてルール交渉が開始されて以降、2002年は6本、2003年は3本、2004年には1本

と漸減している。2005年以降は1本しか提案が出されていないものの、議論は継続していくことが合意されている。

(注3) ルール交渉における迂回防止規定の議論（最近の動き）

これまでのルール交渉非公式会合において、米国は規律策定を求める提案をしてきたが、当局の裁量の余地が広すぎ明確性・予測可能性に欠けるとして各国から批判を受けており、AD委員会迂回非公式会合における議論同様、具体的な規律の在り方に関する各国の意見の隔たりは依然として大きかった。

2007年11月30日に公表されたルール交渉議長テキストには、迂回防止規定も盛り込まれた。輸入国迂回、第三国迂回、微少変更迂回と推定される行動に対し、迂回レビューにより対象産品との代替が認められれば、既存のAD措置の拡大適用が可能とされ、また、輸出国からの部品の比率や輸入国・第三国における付加価値についての数値基準（この数値基準を満たさなければ迂回認定ができないというセーフハーバー）はそれぞれ、60%以上、25%以下とされた。

その後のルール交渉では、既にEU、米国など、独自の規定をもって迂回防止措置を運用している加盟国があることから、迂回に関する何らかの規定が必要と主張する国がある一方、ルール交渉における議論が尽くされておらず、迂回の定義等も不明確なために規定自体が不要とする国もあった。中国、香港、パキスタンは2008年2月、ルール議長テキストからの規定を削除するように求めるステートメントを発出した。2008年12月に公表されたルール改訂議長テキストにおいては、他の項目（ゼロイング、サンセット等）と同様に条文は盛り込まれず、各国の見解とともに、項目名のみが記載された（2011年4月に公表された議長テキストについても同様。）。

(3) 最近の動向

AD措置の発動は、従来から米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、全体としてのAD提訴自体が減減してきた中で、中国やブラジル、インドなどをはじめとする途上国によるAD措置の発動が

増加していることが注目される(図表5-1参照)。これらの国による発動については、①AD調査手続の透明性が低い、②調査当局の決定に関する説明が不十分、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法がAD協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

＜図表5-1＞ WTO発足以降の主要国のAD調査開始件数の推移

年 調査 開始国	1990 ～ 1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1995 ～ 2011 小計
アメリカ	259	14	22	15	36	47	47	77	35	37	26	12	8	28	16	20	3	15	458
EU	183	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30	24	35	9	19	15	15	17	437
カナダ	99	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11	1	7	1	3	6	2	2	155
オーストラリア	260	5	17	44	13	24	15	24	16	8	9	7	11	2	6	9	7	18	235
インド	15	6	21	13	28	64	41	79	81	46	21	28	35	47	55	31	41	19	656
中国	-	-	-	3	0	7	6	17	30	22	27	24	10	4	14	17	8	5	194
韓国	19	4	13	15	3	6	2	4	9	18	3	4	7	15	5	0	3	0	111
台湾	22	1	4	6	8	7	3	3	0	2	0	0	5	0	0	1	2	0	42
インドネシア	0	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5	0	5	1	7	7	3	6	89
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	13	4	0	3	26	10	7	70
トルコ	28	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25	12	8	6	23	6	2	2	148
メキシコ	139	4	4	6	12	11	6	6	10	14	6	6	6	3	1	2	2	6	105
ブラジル	62	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8	6	12	13	23	9	37	16	232
アルゼンチン	60	27	22	14	8	23	43	28	14	1	12	12	11	8	19	28	14	7	291
南アフリカ	16	16	34	23	41	16	21	6	4	8	6	23	3	5	3	3	0	4	216
日本	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6
その他	105	32	34	40	59	50	34	40	60	26	28	29	37	19	16	29	22	31	586
合計	1,271	158	230	254	265	370	292	375	315	234	220	201	204	165	213	209	171	155	4,031

出典：WTO統計及び公正貿易センターMTO作成資料

(※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。)

＜図表5-2＞ 現在有効な対日AD税賦課件数(2012年2月末現在)

米国	EU	カナダ	豪州	韓国	中国	台湾	インド
14	0	0	1	3	18	0	10
タイ	インドネシア	マレーシア	メキシコ	ブラジル	ベネズエラ	アルゼンチン	エジプト
2	0	0	1	0	0	1	0

(注) 価格約束を含む

(4) 経済的視点及び意義

AD措置はGATT、WTO上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでの幾度のラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が5%未満まで低下してきたことへの反動の1つとして、米国、EU等でAD措置が多発され、これらの措置にはAD税率が40%を超えるものもあった（AD税率はケースや対象企業によっても異なる）。一度、高税率のAD措置が発動されると、対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、被提訴者及び関連産業へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD調査が開始された時点で、将来AD税が課税されるおそれが生じるため、輸出先企業等の輸入意欲を阻害することとなるのである。

また、いったんAD調査が開始されると、被提訴者は短期間に当局が要求する質問状に回答しなければならず、多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このようにAD調査は措置のいかににかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。これらを考慮すると、調査の開始にあたっては、十分に証拠を検討した上で、慎重に調査の開始を決定すべきである。

更に、当局の調査に対する回答の負担が大きいことから、部分的に、場合によっては全体的に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アベイラブル（AD協定附属書Ⅱの表題ではベスト・インフォメーション・アベイラブル（BIA）と表記される）が適用される

ことになる。このファクツ・アベイラブルとは、被提訴企業が回答を提出しない、又は回答内容を検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことを言う。ファクツ・アベイラブル自体はAD協定にも明記されており（AD協定第6.8条）、被提訴企業が、回答が十分可能であったにもかかわらず、自らの判断で回答しなかった場合は当然適用されるべきものである。

しかしながら、前述のように、あまりにも不必要に微にいり細にわたる回答を求められ、過大な負担のために回答を放棄せざるを得ない状況に追い込まれるというのは問題である。厳正な調査を行うために詳細なデータを収集しようとするあまり、逆にファクツ・アベイラブルを適用せざるを得ない状況となるというのは本末転倒であり、またAD協定第6.13条にいうところの「情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、実行可能な援助を行う」ことに反することとなる。

②技術革新への影響（AD課税対象製品の不当な拡大）

AD税は、AD調査によってダンピングが認定された製品についてのみ課税されるものである。しかし、対象製品の範囲の定め方によっては、本来異なる製品に対して、それぞれにダンピング及びそれによる損害の事実を調査することなくAD税を課すことになりかねない。特に、非常に曖昧な表現によってAD調査対象製品が定義される場合については、将来開発されるであろう、また開発される可能性のある製品等についても十分考慮の上、「現在」損害を被っている（と提訴者が主張している）製品以上に定義が拡大される余地を残さないよう注意する必要がある（いわゆる同種の製品への不当な課税拡大の防止）。

製品の種類や性質が大きく異なる場合には、用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けてい

るのか否かを改めて検討すべきであり、新たな調査なしに既存のAD課税を拡大適用することには明らかに問題がある。この点については、今後ルール交渉を通じ、AD協定の明確化及び各国の適正な運用が強く期待される。

対象製品の範囲が、同種の製品として不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えると考えられる。このことは特にエレクトロニクスに代表されるハイテク分野に当てはまる。この問題は、迂回防止措置における後開発製品の扱いに密接に関わるが、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③生産活動のグローバリゼーションへの影響

近年、経済のグローバリゼーションに伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで輸出によって供給されていた產品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対して新たにAD措置が発動され、生産品が対象となってしまうケースも見られる。この場合、我が国が調査対象となっているわけではないので日本政府としても対応が難しくなる。近年、中国やインド等によりAD措置が積極的に発動されていることを十分認識し、我が国企業が海外進出するときは、生産活動のグローバル化に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④金融危機の影響と最近の動向

2008年には米国のサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が各国に飛び火し、世界経済全体の減速という多大な影響を与えた。こ

れに伴い、輸出規制、関税率引き上げなど保護貿易主義的な動きも見られる中、国内産業保護の名目でのAD措置増加が懸念され、実際に2008年における全世界のAD調査開始件数は、2007年と比較して約27%増加した。経済不況を克服するという名目の下、隠れた保護主義的措置を濫用するということになれば、健全な貿易に悪影響を及ぼすものであり、注視する必要がある。2009年の調査開始件数は2008年に引き続き高水準で推移したが、直近の件数は減少に転じており、金融危機を契機とした保護主義的緊張は緩和されつつある。

⑤まとめ

上述のように、AD措置の濫用は、数量面に悪影響を及ぼすのみならず、企業活動のあらゆる面にマイナスの影響を与える危険性の強いものである。また、濫用であっても、表面上はWTO協定上認められた措置として発動されるため、国内の保護的圧力は高く、輸入国としても発動に対する抵抗が弱くなりがちである。しかしながら、恣意的なAD措置の発動により最も大きな損害を被るのは、輸入国のユーザー産業及び消費者であるということにも留意するべきである。

(5) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国におけるAD協定に対応する法規としては、関税定率法第8条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸入によって損害が生じている旨の申請が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。

我が国においては、1991年に至るまでに3件のAD提訴（申請）が国内産業から行われたが、いずれも調査開始に至る前に提訴が取り下げられた。しかしながら、1991年10月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの3か国からのフェロ

シリコマンガンの輸入に対するAD提訴については、調査開始に必要な十分な証拠があると認められ、同年11月に我が国初のAD調査が開始された。このうち中国の輸出者については、ダンピングの事実及びそれによる損害の事実及びその因果関係が認められ、1993年2月、AD税が賦課された（中国の輸出者のうち2社については、政府と「価格約束」を締結したことから、いずれもAD税を課さないことが決定された）。なお、当該措置は、1998年1月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

また、1993年12月には、パキスタンからの綿糸の輸入についてAD提訴が行われ、1994年2月に調査が開始された。1年半の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、1995年8月、AD税の賦課が開始され、当該措置は、2000年7月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

2001年2月には、韓国及び台湾からのポリエス

テル短繊維の一部についてAD提訴が行われ、同年4月に調査が開始された。1年3か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2002年7月26日から2007年6月30日までのAD税の賦課が決定された（図表5－3参照）。同調査は、2006年6月に、国内産業から課税期間の延長（サンセット・レビュー）申請がなされ、同年8月に調査が開始された。調査の結果、ダンピング及び損害が継続又は再発するおそれがあると認められたことから、2007年6月に、2012年6月28日までの課税期間延長が決定された。

2007年1月には、豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンの輸入についてAD提訴が行われ、同年4月に調査が開始された。1年4か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2008年9月1日から2013年8月31日までのAD税の賦課が決定された（図表5－4参照）。

＜図表5－3＞ 韓国及び台湾からのポリエステル短繊維のAD税賦課について

〈経緯〉	
2001年2月28日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者5社）
4月23日	政府調査を開始
2002年7月19日	調査終了
7月26日	AD税の賦課開始（2007年6月30日までの5年間）
2006年6月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者3社）
8月31日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2007年7月1日	AD税の延長賦課開始（2012年6月28日までの5年間）
〈AD税率〉	
韓国	4社：課税せず 1社：6.0% その他：13.5%
台湾	10.3%

＜図表5－4＞ 豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンのAD税賦課について

〈経 緯〉	
2007年1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	政府調査を開始
2008年6月14日	暫定AD税の賦課開始
8月22日	調査終了
9月1日	確定AD税の賦課開始（2013年8月31日までの5年間）
〈AD税率〉	
	豪州：29.3%
	スペイン：14.0%
	中国：46.5%（1社：34.3%）
	南アフリカ：14.5%

(6) WTO紛争処理手続に至ったAD ケース

WTO発足以降、2012年3月末までに、WTO紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は全体で434件、そのうちアンチ・ダンピングに関する紛争は90件（我が国が要請した5件を含む）になる。

<参考資料>

継続中の対日AD案件リスト

(2012年3月31日現在)

米国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
PC鋼より線	1977.11.23 1978.12.08	1999.02.03 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2004.06.25 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2009.12.11 措置継続 (3回目のサンセツ見直しによる3回目の継続)
溶接管継手	1986.03.24 1987.02.10	2000.01.06 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2005.11.21 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2011.04.15 措置継続 (3回目のサンセツ見直しによる3回目の継続)
真鍮板	1987.08.14 1988.08.12	2000.05.01 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2006.04.03 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2011.03.01 より3回目のサンセツ見直し中
ボールベアリング	1988.04.27 1989.05.15	2000.07.11 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2006.09.15 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2011.07.16 より暫定的に措置撤廃 (米国内裁判の決定が出るまで)
グレイ・ポートランド・セメント	1990.06.15 1991.05.10	2000.11.15 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2006.06.16 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2011.12.16 措置継続 (3回目のサンセツ見直しによる3回目の継続)
ステンレス棒鋼	1994.01.27 1995.02.21	2001.04.18 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2007.01.23 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2011.12.01 より3回目のサンセツ見直し中
クラッド鋼板	1995.10.25 1996.07.02	2001.11.16 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2007.03.22 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続) 2012.02.01 より3回目のサンセツ見直し中
ステンレス線材	1997.08.26 1998.09.15	2004.08.13 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2010.06.17 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続)
ステンレス薄板	1998.07.13 1999.07.27	2005.07.25 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2011.08.11 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続)
大径継目無鋼管	1999.07.28 2000.06.26	2006.05.08 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2011.10.11 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続)
小径継目無鋼管	1999.07.28 2000.06.26	2006.05.08 措置継続 (1回目のサンセツ見直しによる) 2011.10.11 措置継続 (2回目のサンセツ見直しによる2回目の継続)

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

ブリキ及びティンフリー・スチール	1999.11.30 2000.08.28	2006.07.21 措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2011.06.01 より2回目のサンセット見直し中
大径溶接ラインパイプ	2001.02.23 2001.12.06	2007.11.05 措置継続（サンセット見直しによる）
ポリビニル・アルコール	2002.10.01 2003.07.02	2009.04.13 措置継続（サンセット見直しによる）

中国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
塗工印刷用紙	2002.02.06 2003.08.06	2009.08.04 措置継続（サンセット見直しによる）
無水フタル酸	2002.03.06 2003.08.31	2009.08.31 措置継続（サンセット見直しによる）
SBR（スチレン・ブタジェン・ゴム）	2002.03.19 2003.09.09	2009.09.08 措置継続（サンセット見直しによる）
塩化ビニル樹脂（PVC）	2002.03.29 2003.09.29	2009.09.28 措置継続（サンセット見直しによる）
TDI（トリレンジイソシアナート）	2002.05.22 2003.11.22	2009.11.21 措置継続（サンセット見直しによる）
フェノール	2002.08.01 2004.02.01	2010.01.31 措置継続（サンセット見直しによる）
エタノールアミン	2003.05.14 2004.11.14	2010.11.14 措置継続（サンセット見直しによる）
光ファイバー	2003.07.01 2005.01.01	2011.01.01 措置継続（サンセット見直しによる）
クロロブレン・ゴム	2003.11.10 2005.05.10	2011.05.10 措置継続（サンセット見直しによる）
水加ヒドラジン	2003.12.17 2005.06.17	2011.06.17 措置継続（サンセット見直しによる）
トリクロロエチレン	2004.04.16 2005.07.22	2010.07.21 よりサンセット見直し中
エピクロロヒドリン	2004.12.28 2006.06.28	2011.06.27 よりサンセット見直し中
スパンデックス	2005.04.13 2006.10.13	2011.10.13 よりサンセット見直し中
カテコール	2005.05.31 2006.05.22	2011.05.22 よりサンセット見直し中
電解コンデンサ紙	2006.04.18 2007.04.17	
ビスフェノールA（BPA）	2006.08.30 2007.08.29	
メチルエチルケトン	2006.11.22 2007.11.21	
アセトン	2007.03.09 2008.06.08	
感光紙	2010.12.23 2012.03.22	

タイ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	2002.02.15 2003.03.13	2009.03.19 措置継続 (サンセット見直しによる)
熱延鋼板	2002.07.08 2003.05.27	2009.05.21 措置継続 (サンセット見直しによる)

韓国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス棒・形鋼	2003.07.05 2004.07.30 (一部価格約束)	2010.02.24 措置継続 (3年間) (サンセット見直しによる)
酢酸エチル	2007.09.17 2008.08.25 (3年間)	2011.04.28 よりサンセット見直し中
ステンレス厚板	2010.04.28 2011.04.21	

豪州		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
塩化ビニル樹脂 (PVC)	1992.02.05 1992.10.22	1997.10.22 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2002.10.22 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回 目の継続) 2007.10.04 措置継続 (3回目のサンセット見直しによる3回 目の継続)

インド		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
アクリル繊維	1998.01.07 1999.01.22	2004.12.21 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2010.08.30 措置継続 (2回目のサンセット見直しによる2回 目の継続)
アニリン	1999.09.13 2000.10.06	2006.06.09 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2010.12.20 より2回目のサンセット見直し (2012.1.17 措置撤 廃勧告)
苛性ソーダ	2000.05.26 2001.06.26	2006.09.13 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2011.09.02 より2回目のサンセット見直し中
フレキシブル・スラブ ストック・ポリオール	2001.09.21 2002.10.31	2008.02.05 措置継続 (サンセット見直しによる)
ペンタエリトリトール	2001.11.22 2002.10.31	2008.04.28 措置継続 (サンセット見直しによる)
塩化ビニル樹脂 (PVC)	2006.06.28 2008.01.23	
ペルオキソ硫酸塩 (過硫酸塩)	2006.07.28 2007.08.29	

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

フェノール	2009.08.11 2010.12.01	
1,1,1,2-テトラフルオロエタン (R-134a)	2009.08.19 2011.07.15	
アセトン	2009.09.03 2011.04.18	

メキシコ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
鋼管	1999.05.13 2000.11.10	2005.11.11 措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2010.11.03 より2回目のサンセット見直し中

アルゼンチン		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
溶接鋼管	2000.12.15 2001.12.15	2008.06.12 措置継続 (サンセット見直しによる)

出典：公正貿易センター作成資料

2. 主要ケース

※その他の主要ケースについては第Ⅰ部（我が国が申立国となったWTO紛争案件については「第Ⅰ部 第3章 米国」）参照。

（1）1916年アンチ・ダンピング法

＜概要＞

1916年歳入法第801条では、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して罰金や懲役を科し、更にダンピングの被害者に被害額の3倍の損害賠償を認める旨規定されていた（同規定を以下「1916年AD法」とする）。

＜国際ルール上の問題点＞

1999年、我が国及びEUは、本法所定のダンピングに対する救済措置が、GATTで許容されているAD税ではなく、刑事罰や私法上の損害賠償である点、調査開始に際してAD協定に整合的な手続を行っていない点等がWTO協定違反であるとして、WTO紛争解決手続に基づき、それぞれ対米協議要請を行った。2000年9月のWTO紛争解決機関において、日本及びEUの主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、1916年AD法のWTO協定違反が確定した（DS162）。

しかし、パネル・上級委員会による勧告にもかかわらず、米国が是正措置を何ら講じないまま2001年12月末の履行期限が徒過したため、2002年1月、我が国及びEUは対抗措置の承認を紛争解決機関に申請した。また、EUは2003年12月、1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則（No.2238/2003）を制定した。

他方、我が国でも、2000年3月に我が国からの新聞輪転機の輸入に対して提起された同法に基づく損害賠償請求訴訟において、2004年5月、アイオワ連邦地方裁判所が我が国企業に約40億円相当の損害賠償を命じる判決を下したことを受け、

1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法案（損害回復法）が2004年秋の臨時国会に提出され、同年12月8日に施行された。

並行して、米国議会下院では、2004年10月、「関税関連一括法案」に1916年AD法の廃止条項を追加する法案が提出され、両院にて可決の後、同年12月3日の大統領署名をもって、1916年AD法は廃止された。しかし、同法には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばない旨の祖父条項が設けられていた。

＜我が国の対応＞

上記祖父条項の存在により、廃止前から係属していた我が国からの新聞輪転機の輸入に係る同法に基づく損害賠償請求訴訟はそのまま継続した。その結果、2006年6月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。更に、この米国企業は、上記判決の確定後、勝訴により得た利益を保全するため、アイオワ連邦地方裁判所に対し、当該我が国企業が日本国内において損害回復法に基づく訴訟を提起することの差止めを求める申立てを行った。これを受け、同連邦地方裁判所は、我が国企業に対し、損害回復法に基づく提訴を暫定的に禁止する命令（訴訟仮差止命令）を発付した。我が国企業は、これを不服として第8区巡回控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼讓の観点からも回避されるべきであること等を根拠に、訴訟仮差止命令を破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを上記控訴裁判所に提出した。

2007年6月、第8区巡回控訴裁判所は、日本政

府がアミカス・ブリーフで主張した論点を支持し、我が国企業に対する訴訟仮差止命令を破棄する判決を下した。

他方、2007年10月（同年11月に再提出）、敗訴した米国企業は、本控訴裁判決を不服として、米連邦最高裁判所に上告の申立てを行ったが、2008年6月、同連邦最高裁判所は、米国企業の上告申立てを棄却した。これにより、訴訟仮差止命令を破棄した米国連邦控訴裁判所による判決が確定した。

我が国としては、我が国の主権的行為及び我が国企業の裁判を受ける正当な権利を阻害しないよう、訴訟仮差止命令の破棄を求めてきたところであり、上記破棄判決を維持した米国連邦最高裁判所の判断は適切なものと評価している。他方、2008年7月、米国の一部の上院議員が、日本の損害回復法を実質的に無効にする内容の法案を連邦議会に提出するとともに、国務長官宛に本件において米国企業を保護するよう求める書簡を発出するなどしており、このような動向を注視し然るべく対応をとっていたところであった。

なお、2007年8月、上記控訴裁判所による米国企業の上告の棄却を受け、我が国企業は損害回復法に基づき、東京地方裁判所に米国企業を提訴していたが、2009年8月、我が国企業と米国企業の和解が成立し、1916年AD法に基づく係争は全て終了したとの発表があった。

<参考>

(ア) 欧州理事会規則について

EUは2003年12月、1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則（「アメリカ合衆国の1916年アンチ・ダンピング法の適用及び同法に基づき又は起因する行為の効果に対する保護に関する2003年12月15日の欧州理事会規則」）（No.238/2003）を制定した。この規則は、（i）1916年AD法に基づく訴訟によって損害を被ったEU法人等は、その訴訟を提起した米国法人等に対して損害の回

復を請求できること、（ii）1916年法に基づく米国裁判所の判決の承認・執行は否定されること、の2点を主な柱としている。

(イ) 我が国の損害回復法について

①立法の必要性

前記のとおり、（i）1916年AD法のWTO協定違反が確定したにも拘らず、米国がWTO勧告の履行期間内に同法の改廃等の措置をとらなかったこと、（ii）その間、我が国の企業に対し、同法に基づく損害賠償を命じる判決が第一審において実際に下されるに至ったこと、（iii）EUが、我が国に先駆けて、1916年AD法に関する欧州理事会規則を制定したことから、何ら対抗手段を講じていない我が国企業が、米国法人等による提訴の標的となる蓋然性は相対的に高くなっていた。こうした事情から、我が国においても同理事会規則と同様の立法措置を施す必要性が生じており、その中で2004年に制定されたものが、「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法」である。

②法律の概要

同法は、以下の2点を主な内容としている。

(a) 損害回復請求権の付与

同法には、1916年AD法に基づく訴訟における損害賠償金の給付を命ずる判決によって損害を被った我が国法人等が、1916年AD法に基づく訴訟を提起した米国法人等に対し、その損害の回復を請求することができる旨の規定が設けられた。なお、この請求権は3年間の短期消滅時効に係る。また、裁判管轄の特則が設けられている。

(b) 1916年AD法に基づく判決の承認・執行の否定

更に損害回復法には、1916年AD法に基づく外国裁判所の確定判決はその効力を有さず、同法に基づく判決の承認・執行を否定する旨の規定が設けられている。

③損害回復法の適用可能性

同法は、2004年11月30日、第161回臨時国会で成立し、同年12月8日に公布され、即日施行された。これと前後して1916年AD法廃止の機運が米国でも高まり、同年11月19日、1916年AD法の廃止条項を含む法律が成立した。しかし、1916年AD法の廃止法には、経過規定が設けられており、その結果、1916年AD法廃止前から同法に関する訴訟が係属している我が国の企業には廃止の効力は及ばないことから、このような場合には、損害回復法に基づく救済の対象となる。

(2) 大型新聞輪転機に係る事情変更及びサンセット・レビュー

<措置の概要>

2005年5月、米商務省（DOC）は、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置について、事情変更に基づくレビューを開始することを公示した。

日本製大型新聞輪転機については、2002年1月に定期見直しの結果、一部の我が国企業に対する措置が撤廃され、同年2月にサンセット・レビューを経てAD措置自体が撤廃された（定期見直しにおける一部の我が国企業に対する措置の撤廃は、過去3回の定期見直しにおいてゼロマージンであったためであり、また、サンセット・レビューでは、米国内の唯一の生産者がレビューへの参加意図を取り下げたため、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置自体の撤廃が決定された）。

本事情変更レビューは、上記企業に対するAD措置を撤廃する判断要素となった1997—1998年に係る定期見直しについて、別途、米国1916年AD法に基づき提起された訴訟（上記（6）〈最近の動き〉参照）において当該企業からの情報提供が適切に行われていなかったとの事実認定がなされたことから、DOCの職権により開始された。

2006年3月、DOCは、①当該企業に対する—1998年のAD税率を59.67%とすること、②2002年1月の当該企業に対するAD措置撤廃の決定を

取り消すこと、及び③2002年2月に行われたサンセット・レビューを再検討する、との最終決定を行った。

この最終決定を受け、2006年4月から、DOCは2002年のサンセット・レビューの再検討を開始し、同年11月6日、ダンピングの継続・再発の可能性を認める仮決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

2002年のサンセット・レビューにおいては、提訴者である米国企業がレビュー参加への意図を取り下げたことを理由としてAD措置が撤廃されたものであり、一部の我が国企業に対するAD税率変更とは関係がない。したがって、サンセット・レビューを再検討しAD措置を復活・継続させて遡及適用を行うことは、合理的な根拠を欠くとともに法的安定性を損なうものである。

更に、本仮決定では、日本製大型新聞輪転機のすべての輸出者が対象となっており、事情変更レビューの対象となっていない我が国企業に対するAD措置も復活するという不合理な結果ともなっている。このような判断は、法的安定性のみならず、企業にとっての予見可能性を著しく害するものである。

<我が国の対応>

我が国企業2社は、DOCによる事情変更レビューの決定について米国際貿易裁判所（CIT）に提訴を行い、2007年1月、同裁判所は、DOCのサンセット・レビューの再検討は違法であるとの判決を下した（判旨は以下参照）。これを受け、DOCは、同年2月24日以降、本件サンセット・レビューの再検討を停止する旨発表した。

(判旨)

①サンセット・レビューの再検討の結果として最終決定が出される前であっても、同レビューの再検討を開始する決定をした段階において、司法審査の対象とすることができる。

②事情変更レビューの対象となった1997—1998

年の行政見直しにおける不適切な情報提供が2002年に米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げた原因であったとしても、当該レビューの最終的な結果を変更することはできない。米国企業の取下げ理由が何であれ、レビュー期間中に新聞輪転機の国内生産者が存在しない事実は存在している以上、当該AD措置は撤廃される。

しかし、2007年3月20日、DOC及び米国企業は、本判決を不服として米控訴裁判所に上訴を行い、2008年6月に、同裁判所の判決があった（判旨は以下参照）。

（判旨）

- ①DOCは行政見直し（administrative review）を再検討する権限を本来的に有している。
- ②サンセット・レビューの再検討を開始する決定をしたにすぎない段階では、DOCの最終的な行為（final agency action）があったとは言えず、未だ司法審査の対象として適していない。かかる決定が司法審査の対象となとしたCITの判断は誤りである。

この結果に基づき、同年10月に、DOCはサンセット・レビューの再検討を再開し、さらに同年11月、2002年のサンセット・レビューの再検討について、ダンピングの継続・再発の可能性を認める最終決定を行った。これを踏まえ、我が国としては、一度撤廃されたAD措置が復活することはないよう、本件の動向を引き続き注視していたところ、2009年8月、米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げたため、撤廃されたAD措置が復活することはないと本件は終了した。